

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

令和3年1月6日及び1月8日に要請された飲食店を対象とする営業時間の短縮要請に、全面的に協力し、感染防止ガイドライン等の遵守を行う事業者に対し協力金を支給します。

営業時間短縮の要請について

	酒類を提供する飲食店	その他の飲食店
対象者	市内に所在し、ガイドラインを遵守している酒類を提供する飲食店（通常夜8時から翌朝5時の間に営業を行っている店舗に限る）	市内に所在し、ガイドラインを遵守している酒類を提供しない飲食店（通常夜8時から翌朝5時の間に営業を行っている店舗に限る）
要請内容	時間短縮営業 午前5時から午後8時までの営業 ※酒類の提供は午後7時まで	時間短縮営業 午前5時から午後8時までの営業
要請期間	令和3年1月9日～1月22日 【14日間】	令和3年1月11日～1月22日 【12日間】
協力金額	1店舗につき56万円	1店舗につき48万円

申請に必要な書類

- ①宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書兼実績報告書
 - ①-2宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金実施店舗一覧表（複数店舗用）
 - ②営業の実態が確認できる書類（次のいずれか）
 - ア 直近1期分の確定申告書の写し又は個人住民税（市・県民税）申告書の写し
 - イ 税務署提出の開業届又は法人設立届の写し（令和2年1月以降に開業した者）
 - ③食品衛生法に基づく営業許可書の写し
 - ④対象期間に時間短縮営業又は休業を行ったことが確認できる告知、ポスター類の写真又はホームページの写し等
 - ⑤店舗の外観及び内観の写真
 - ⑥酒類の提供を行っていることがわかる書類（酒類を提供する事業者のみ）
 - ⑦宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る誓約書
 - ⑦-2新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート
 - ⑧宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書
 - ⑨宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金請求書
 - ⑩請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し（通帳のコピー）
- ※写真や通帳のコピーを提出する際は、別に用意してまず貼付台紙をご利用ください。
送付提出前に、必要書類が揃っているかチェックをお願いします。

申請方法

受付期間：令和3年1月25日（月）～令和3年2月26日（金）※当日消印有効

申請方法：申請に必要な書類を次の宛先に郵送してください。

〒880-8505

宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市商業労政課 **協力金担当**

申請書類の入手方法

◇宮崎市のホームページ

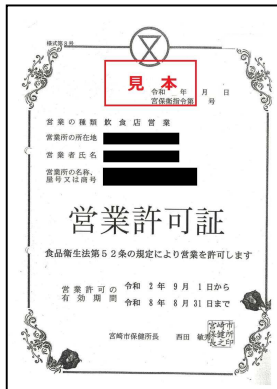
◇宮崎市商業労政課（第2庁舎3階）、総合支所、地域センター、地域事務所



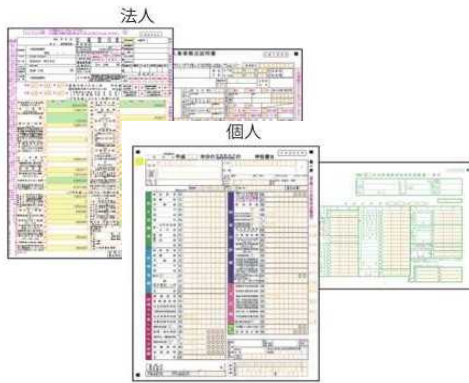
詳しくはコチラ

ご提出前に必要書類が揃っているか必ずご確認ください

必要書類例



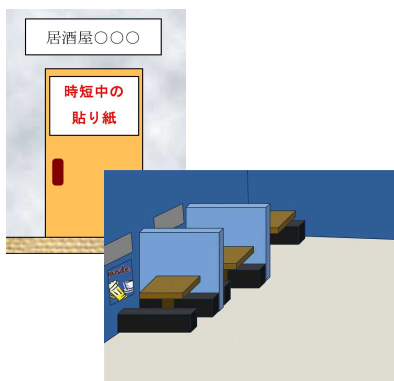
①飲食店営業許可証の写し



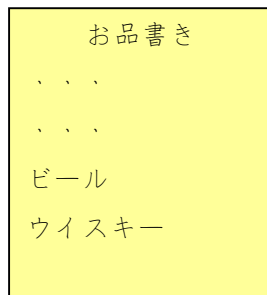
②確定申告書の写し



③営業時間の短縮が確認できる書類



④店舗外観・内観の写真



⑤酒類提供が確認できる書類



(表紙をめくった次のページ)

⑥通帳(表紙、1ページ目)のコピー

問合せ先 宮崎市商業労政課

電話：0985-21-1792 FAX：0985-28-6572

メール：17syouko@city.miyazaki.miyazaki.jp